平成２９年（フ）第４９４号
埼玉県上尾市大字平方1345番地１　キャッスルバレー上尾203
債務者　武田　将司
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第６５９号
さいたま市桜区栄和４丁目23番11号　レオパレスサカワ201号室
債務者　矢代　里美
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第７７８号
さいたま市大宮区天沼町１丁目540番地１　ダイアパレス大宮天沼403
債務者　中尾　守成
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
埼玉県春日部市粕壁東２丁目10番25―1307号
債務者　竹中　智秋（旧姓米花）
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３１９号
埼玉県草加市吉町１丁目５番９号　スターハイツ106号
債務者　川野　尚幸
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３３０号
埼玉県三郷市彦成４丁目２番10―108号
債務者　キャンベル二路
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
埼玉県ふじみ野市亀久保1683番地８
債務者　小林　恒博
１　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３０３号
埼玉県川越市新宿町５丁目13番地37（新宿団地９―203号室）
債務者　古橋　茂子
１　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３０７号
埼玉県川越市大字笠幡4004番地２（笠幡グリーンパーク12号棟203号室）、前住所埼玉県川越市大字笠幡1575番地８
債務者　中村　慶子
１　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第３１３号
埼玉県川越市大字寺尾128番地２（メゾンノーブル201号室）、前住所埼玉県川越市清水町16番地６（プレジデントⅠ　407号室）
債務者　長谷川知保
１　決定年月日時　平成29年６月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第１６４号
埼玉県熊谷市下奈良773番地３　下奈良県営住宅１号401、旧住所埼玉県熊谷市上奈良1160番地７
債務者　藤原　洋子
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月22日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１８９４号
大阪府高槻市大塚町２丁目３番14号
債務者　水野　雅之
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３６８号
大阪府大東市寺川４丁目９番６号、前住所大阪府大東市住道２丁目４番409号　Ｓ―ＦＯＲＴ住道
債務者　文平　　実
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２４７６号
大阪府守口市藤田町６丁目４番16号
債務者　兼松　和樹（旧姓南）
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５０６号
大阪府八尾市佐堂町１丁目７番４―203号
債務者　明石　　工
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５５５号
大阪府東大阪市岩田町４丁目16番６―403号
債務者　水戸加津美
１　決定年月日時　平成29年６月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
５　免責審尋期日　平成29年９月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部